

1. 基本的な考え方

○本対策は、「重要インフラの緊急点検の結果及び対応方策」(平成30年11月27日)のほか、ブロック塀、ため池等に関する既時点検の結果等を踏まえ、

- ・防災のための重要インフラ等の機能維持
- ・国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持

の観点から、国土強靱化基本計画における45のプログラムのうち、重点化すべきプログラム等20プログラムに当たるもので、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について、3年間で集中的に実施する。

2. 取り組む対策の内容・事業規模の目途

○緊急対策160項目 [重要インフラの緊急点検の結果 112項目(132項目中、緊急対策該当なし▲12項目、項目統合▲8項目)]

[既時点検の結果等 48項目]

○財政投融資の活用を含め、概ね7兆円程度を目途とする事業規模(※1、※2)をもって実施。

I. 防災のための重要インフラ等の機能維持

- (1) 大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化
- (2) 救助・救急、医療活動等の災害対応力の確保
- (3) 避難行動に必要な情報等の確保

概ね3.6兆円程度

概ね3.0兆円程度

概ね0.4兆円程度

概ね0.2兆円程度

II. 国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持

- (1) 電力等エネルギー供給の確保
- (2) 食料供給、ライフライン、サプライチェーン等の確保
- (3) 陸海空の交通ネットワークの確保
- (4) 生活等に必要な情報通信機能・情報サービスの確保

概ね3.4兆円程度

概ね0.3兆円程度

概ね1.0兆円程度

概ね2.0兆円程度

概ね0.02兆円程度

(※1)

うち、財政投融資を活用した事業規模として概ね0.6兆円程度を計上しているほか、民間負担を概ね0.3兆円程度と想定している。

平成30年度一次補正予算等において措置済みの事業規模0.3兆円を含む。

(※2)

四捨五入の関係で合計が合わないところがある。

3. 本対策の期間と達成目標

○期間:2018年度(平成30年度)～2020年度の3年間

○達成目標:防災・減災、国土強靱化を推進する観点から、特に緊急に実施すべき対策を、完了(概成)または大幅に進捗させる。

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（概要）

平成30年12月25日
外国人材の受入れ・共生
に関する関係閣僚会議

我が国に在留する外国人は近年増加(264万人)、我が国で働く外国人も急増(128万人)、新たな在留資格を創設(平成31年4月施行)
⇒ 外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組とともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進する。今後も対応策の充実を図る。

総額224億円(注)

外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

- (1) 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり
 - 「『国民の声』を聴く会議」において、国民及び外国人双方から意見を継続的に聴取
- (2) 啓発活動等の実施
 - 全ての人が互いの人権を大切に支え合う共生社会の実現のため、「心のバリアフリー」の取組を推進

生活者としての外国人に対する支援

- (1) 暮らしやすい地域社会づくり
 - ① 行政・生活情報等の多言語化、相談体制の整備
 - 行政・生活全般の情報提供・相談を多言語で行う一元窓口に係る地方公共団体への支援制度の創設(「多文化共生総合相談アシストセンター(仮)」(全国約100か所、11言語対応)の整備)【6億円】
 - 安全・安心な生活・就労のための新たな「生活・就労ガイドブック(仮)」(11言語対応)の作成・普及
 - 多言語音声翻訳システムのプラットフォームの構築【8億円】と多言語音声翻訳システムの利用促進
 - ② 地域における多文化共生の取組の促進・支援
 - 外国人材の受入れ支援や共生支援を行う受け皿機能の立ち上げ等地域における外国人材の活躍と共生社会の実現を図るための地方公共団体の先端的取組を地方創生推進交付金により支援
 - 外国人の支援に携わる人材・団体の育成とネットワークの構築
- (2) 生活サービス環境の改善等
 - ① 医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等
 - 電話通訳や多言語翻訳システムの利用促進、マニュアルの整備、地域の対策協議会の設置等により全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制を整備
 - 地域の基幹的医療機関における医療通訳の配置、院内案内図の多言語化の支援
 - ② 災害発生時の情報発信・支援等の充実
 - 気象庁HP、Jアラートの国民保護情報等を発信するプッシュ型情報発信アプリ Safety tips 等を通じた防災・気象情報の多言語化・普及(11言語対応)、外国人にも分かりやすい情報伝達に向けた改善(地図情報、警告音等)
 - 三者間同時通訳による「119番」多言語対応と救急現場における多言語音声翻訳アプリの利用、災害時外国人支援情報センターの養成

外国人労働者向け相談ダイヤル」における多言語対応の推進・相談体制の拡充

ハローワークにおける多言語対応の推進(11言語対応)と地域における再就職支援

地域ごとの在留外国人の状況を踏まえた情報提供・相談の多言語対応、職業訓練の実施

社会保険への加入促進等

法務省から厚生労働省等への情報提供等による社会保険への加入促進

医療保険の適正な利用の確保(被扶養認定において原則として国内居住要件を導入、不通正事案対応等)

納税義務の確実な履行の支援等の納税環境の整備

悪質な仲介事業者等の排除

二国間の政府間文書の作成(9か国)とこれに基づく情報共有の実施

外務省(在外公館)、警察庁、法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構等の関係機関の連携強化

悪質な仲介事業者等(ブローカー)等の排除の徹底と入国審査基準の厳格化

悪質な仲介事業者等の把握に向けた在留申請における記載内容の充実

海外における日本語教育基盤の充実等

日本での生活・就労に必要な日本語能力を確認する能力判定テストをCBT(Computer Based Testing)により厳正に実施(9か国)

国際交流基金等による海外における日本語教育基盤強化(現地教師育成、現地機関活動支援)【4億円】

在外公館等による情報発信の充実

在留資格手続の円滑化・迅速化

受入企業等による在留資格手続のオンライン申請の開始【12億円】

在留カード番号等を活用した申請手続の更なる負担軽減、標準処理期間(2週間～1か月)の励行

在留管理基盤の強化

法務省・厚生労働省の情報共有の更なる推進による外国人の在留状況・雇用状況の正確な把握

業種別・厚労省別・在留資格別等の就労状況を正確に把握する仕組みの構築、公的統計の充実・活用

出入国在留管理庁の創設に伴う出入国及び在留管理体制の強化【18億円】

不法滞在者等への対策強化

警察庁、法務省、外務省等の関係機関の連携強化による不法滞在者等の排除の徹底【5億円】

技能実習に係る失業者情報等の収集・分析、これを踏まえた調査の徹底、実習実施者等に対する計画認定取消し等の運用の厳格化、平成29年における技能実習に係る失業者等の実態調査・対応

注)予算額は30年度補正(2号)予算、31年度予算の措置額。このほか、関連予算として、地方創生推進交付金1,000億円の内数、(他)日本学生支援機構運営費交付金131億円の内数、留学生の就職等支援関連、人材開発支援補助金571億円の内数、地域での安定就労支援関連、不法滞在者対策等157億円等がある

外国人児童生徒の教育等の充実

- (4) 外国人児童生徒の教育等の充実
 - 日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づき着実な改善と支援員等の配置への支援【億円】
 - 地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制整備(ICT活用、多様な主体との連携)
 - 教員等の資質能力の向上(研修指導者の養成、地方公共団体が実施する研修への指導者派遣等による全国的な研修実施の促進)
 - 地域企業やNPO等と連携した高校生等のキャリア教育支援、就学機会の確保【1億円】
- (5) 留学生の就職等の支援
 - 大卒者・クワルジャパン分野等の専修学校修了者の就職促進のための在留資格の整備等
 - 中小企業等に就職する際の在留資格変更手続の簡素化
 - 文部科学省による大学等の就職促進のプログラム等の認定等【6億円】
 - 留学生の就職率の公表の要請、就職支援の取組状況や就職状況に応じた教育機関に対する奨学金の優先配分、介護人材確保のための留学・日本語学習支援の充実【14億円】
 - 業務に必要な日本語能力レベルの企業ごとの違いなどを踏まえた多様な採用プロセスの推進
 - 産学連携による採用後の多様な人材育成・待遇などのベストプラクティスの構築・横展開
- (6) 適正な労働環境等の確保
 - ① 適正な労働条件と雇用の確保、労働安全衛生の確保
 - 労働基準監督署・ハローワークの体制強化、外国人技能実習機構の体制強化、「労働条件相談ほっとライン」の多言語対応(8言語対応)
 - 「外国人労働者相談センター」(外国人労働者向け相談ダイヤル)における多言語対応の推進・相談体制の拡充
 - ② 地域での安定した就労の支援
 - ハローワークにおける多言語対応の推進(11言語対応)と地域における再就職支援
 - 地域ごとの在留外国人の状況を踏まえた情報提供・相談の多言語対応、職業訓練の実施
- (7) 社会保険への加入促進等
 - 法務省から厚生労働省等への情報提供等による社会保険への加入促進
 - 医療保険の適正な利用の確保(被扶養認定において原則として国内居住要件を導入、不通正事案対応等)
 - 納税義務の確実な履行の支援等の納税環境の整備

外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組

- (1) 悪質な仲介事業者等の排除
 - 二国間の政府間文書の作成(9か国)とこれに基づく情報共有の実施
 - 外務省(在外公館)、警察庁、法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構等の関係機関の連携強化
 - 悪質な仲介事業者等(ブローカー)等の排除の徹底と入国審査基準の厳格化
 - 悪質な仲介事業者等の把握に向けた在留申請における記載内容の充実
- (2) 海外における日本語教育基盤の充実等
 - 日本での生活・就労に必要な日本語能力を確認する能力判定テストをCBT(Computer Based Testing)により厳正に実施(9か国)
 - 国際交流基金等による海外における日本語教育基盤強化(現地教師育成、現地機関活動支援)【4億円】
 - 在外公館等による情報発信の充実

新たな在留管理体制の構築

- (1) 在留資格手続の円滑化・迅速化
 - 受入企業等による在留資格手続のオンライン申請の開始【12億円】
 - 在留カード番号等を活用した申請手続の更なる負担軽減、標準処理期間(2週間～1か月)の励行
- (2) 在留管理基盤の強化
 - 法務省・厚生労働省の情報共有の更なる推進による外国人の在留状況・雇用状況の正確な把握
 - 業種別・厚労省別・在留資格別等の就労状況を正確に把握する仕組みの構築、公的統計の充実・活用
 - 出入国在留管理庁の創設に伴う出入国及び在留管理体制の強化【18億円】
- (3) 不法滞在者等への対策強化
 - 警察庁、法務省、外務省等の関係機関の連携強化による不法滞在者等の排除の徹底【5億円】
 - 技能実習に係る失業者情報等の収集・分析、これを踏まえた調査の徹底、実習実施者等に対する計画認定取消し等の運用の厳格化、平成29年における技能実習に係る失業者等の実態調査・対応

幼稚園、保育所、認定こども園等の無償化について

- 子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速する。幼児教育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから取り組むもの。
- 「新しい経済政策パッケージ」（2017年12月8日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（2018年6月15日閣議決定）において、以下の方針が示され、消費税率引上げ時の2019年10月1日からの実施を目指すこととされている。
- 具体的な手続き等については、現在検討が行われているところ。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳の全ての子供たちの利用料を無償化。
 - * 子ども子育て支援新制度の対象とならない幼稚園の利用料については、同制度における利用者負担額を上限として無償化（上限月額2.57万円）。
 - * 実費として徴収されている費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外。
 - * 幼稚園（時間程度）については満3歳（歳になった日）から、保育所については3歳児クラス（歳になった後の最初の4月以降）から無償化。その他の施設等については、上記取扱いも踏まえて、検討が行われているところ。
- 0歳から2歳児の子供たちの利用料については、住民税非課税世帯を対象として無償化。

【対象施設・サービス】

- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象。

※ 最優先の課題である待機児童解消の実現に向けては、女性就業率80%に対応できる「子育て安心プラン」を前倒し、2020年度末までに32万人分の受け皿整備を進める。

3

幼稚園の預かり保育を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 幼稚園の預かり保育を利用する子供たちについては、新たに保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園保育料の無償化（上限月額2.57万円）に加え、利用実態に応じて、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）と幼稚園保育料の無償化の上限額との差額である最大月1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料を無償化。

※ 認定こども園における子ども子育て支援新制度の1号認定の子供たちが利用する預かり保育も含む。

認可外保育施設等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 認可外保育施設等を利用する子供たちについても、保育の必要性があると認定された3歳から5歳の子供たちを対象として、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化。
- 0歳から2歳児の子供たちについては、住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化。

【対象施設・サービス】

- 認可外保育施設等とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指す。このほか、子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業が対象。
- 無償化の対象となる認可外保育施設等は、都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の指導監督基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として、指導監督基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設ける。

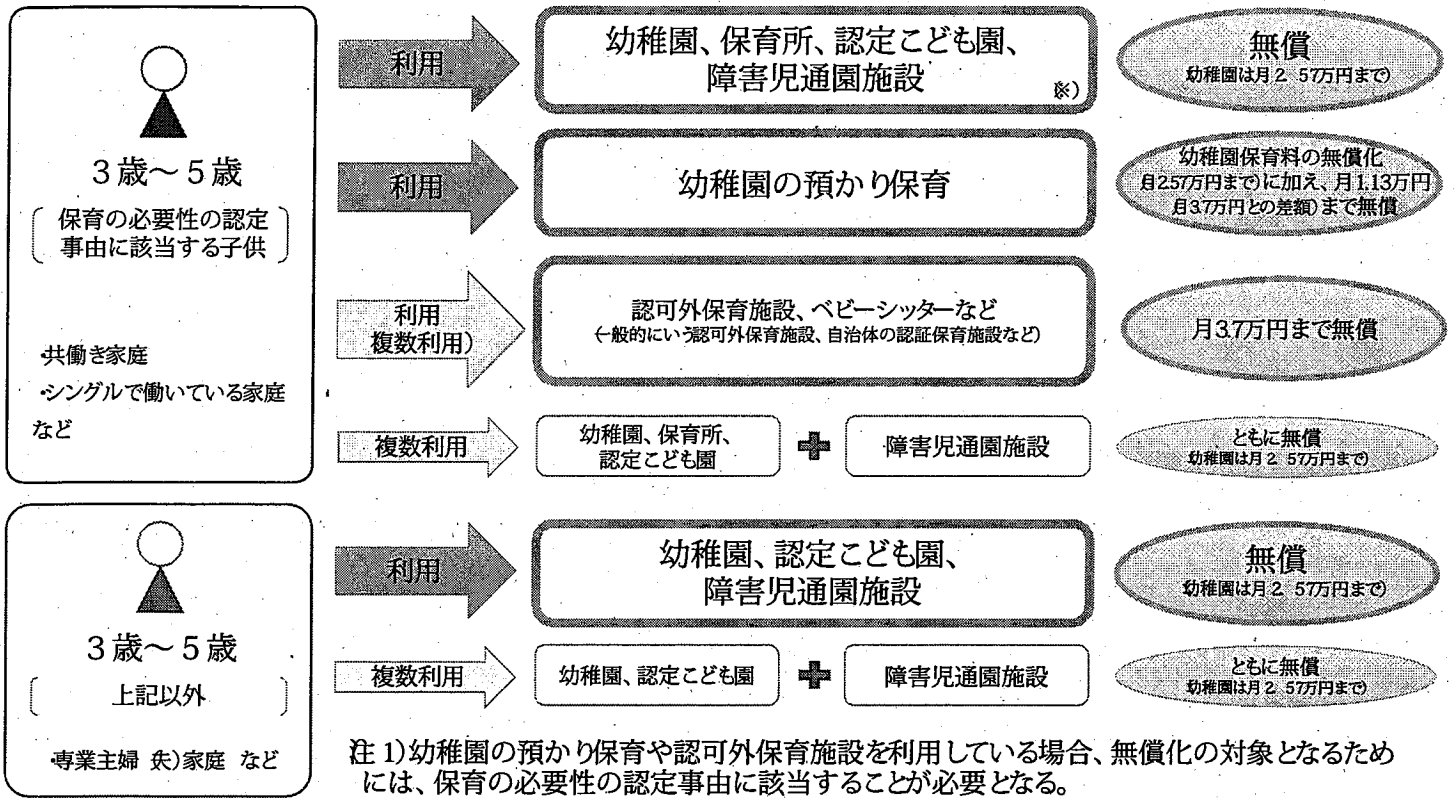
いわゆる「障害児通園施設」を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 就学前の障害児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）を利用する子供たちについて、利用料を無償化。
 - * 3歳から5歳が対象（なお、0歳から2歳児の住民税非課税世帯については、既に無償となっている）。
- 幼稚園、保育所、認定こども園といわゆる障害児通園施設の両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象。

4

幼児教育の無償化の具体的なイメージ (例)



住民税非課税世帯については、0歳～2歳児についても上記と同様の考え方により無償化の対象となる。この場合、月4.2万円まで無償。

注2) 上記のうち認可外保育施設及びベビーシッターについては、認可外保育施設の届出をし、指導監督の基準を満たすものに限る。ただし、5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設ける。

※) 地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象。

5

幼児教育無償化に係る国・地方の負担割合の基本的な考え方 (案)

※ 幼児教育無償化の財源は、消費税率引上げに伴い国と地方へ配分される増収分を活用。

【国・地方の負担割合】

1: 現行制度があるもの

今回の無償化の実現に当たっては、現行制度の負担割合と同じ負担割合とする。ただし、幼稚園(未移行園)に係る負担割合については、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とする。

2: それ以外

今般の幼児教育無償化の実施により、新たに無償化の対象となる認可外保育施設、預かり保育、ファミリー・サポート・センター事業等の負担割合について、子ども・子育て支援は全ての構成員が各々の役割を果たすことが求められるという子ども・子育て支援法の基本理念を踏まえ、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とする。

法律上の位置付け(予定)	区分		負担割合		
			国	都道府県	市町村
施設型給付(地域型保育給付含む)	<新制度> 保育所・幼稚園等	私立	1/2	1/4	1/4
		公立	-	-	10/10
子育て支援施設等利用給付(仮称)	<旧制度> 私立幼稚園		1/3 ⇒1/2	- ⇒1/4	2/3 ⇒1/4
	認可外保育施設		1/3 ⇒1/2	1/3 ⇒1/4	1/3 ⇒1/4
	一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、病児保育事業		1/3 ⇒1/2	1/3 ⇒1/4	1/3 ⇒1/4
	預かり保育		1/3 ⇒1/2	1/3 ⇒1/4	1/3 ⇒1/4

現在交渉中の主な通商協定の状況（12/27現在）

TPP11	<p>○12月30日発効。*メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、豪州、ベトナムが手続終了</p> <p>○人口約5億、世界のGDPの約13%、貿易額の約15%を占める</p> <p>○カナダ、豪、ベトナムとの関税撤廃は特に自動車関連でビジネスチャンスが広がる</p> <p>○日本食ブームによりTPP各国で日本食レストランが増えていることから、清酒や醤油など輸出拡大が期待。</p> <p>○参加に意欲：タイ*自動車産業が集積しており、日本企業にとっては有益</p>
日EU・EPA	<p>○2月1日に発効。</p> <p>○人口約6億、世界のGDPの約3割、貿易額の約4割を占める</p> <p>○県内企業とEU加盟国との直接の輸出入取引は比較的少ないが、自動車部品製造業、日本酒製造業等の市場拡大に期待</p>
日米貿易交渉	<p>○9月27日に開催された日米首脳会談で日米物品貿易協定(TAG)交渉開始で合意</p> <p>○米通商代表部(USTR)は12月21日、米貿易関連法に基づき日本との貿易交渉に向けた22項目の交渉目的を発表。米国は包括的な自由貿易協定(FTA)を目指す方針。</p> <p>※1月下旬以降正式交渉開始可能。*米中協議の状況により3月以降の可能性</p> <p>○<u>米国は自動車の高関税を交渉材料に、自動車の数量規制や為替条項の導入、牛肉の関税引き下げなどを求めてくる可能性。</u>*農産品はTPP水準維持</p>
米中貿易摩擦	<p>○きっかけは中国側の知的財産権侵害に対する米国の制裁措置。貿易赤字も問題視。米商務省2017年貿易統計より：赤字額は中国の3752億ドルが最大(全体の47%)。</p> <p>○追加関税の報復が行われおり、米中ともに強硬な姿勢を崩さない状況。先行きの不安定感を懸念。</p> <p>○<u>12月1日にトランプ米大統領と習近平国家主席が首脳会談を行い、貿易不均衡の是正に向け、新たな協議を始めることに合意。協議中は制裁関税の引き上げを一時凍結。90日以内(即31.3.1期限)に成果が出なければ関税を引き上げる。</u></p> <p>○米国の関税引き上げは中国の製造業にとって打撃。中国の対米輸出が落ち込めば日本から中国に生産設備や部品などを輸出している日本企業も大きな影響を受ける。</p>
英EU離脱交渉 (2019.3.29)	<p>○英EUは、2018年3月に離脱後の激変緩和措置である「移行期間」を設けることで暫定合意。移行期間については2020年末までの1年9カ月。*合意なき離脱の場合非適用</p> <p>○<u>来年1月21日が英国の離脱協定を結ぶ期限。下院採決で承認を得るのは困難な状況。</u>「合意なき離脱」による社会や経済の混乱懸念。</p>
NAFTA ↓ USMCA	<p>○9月末に北米自由貿易協定(NAFTA)の見直し交渉妥結。新協定の名称は米国・メキシコ・カナダ協定(USMCA)。11月30日署名。2019年中に発効予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「原産地規則」の強化(部品域内調達率62.5%→75%) ・「賃金条項」を盛り込む(部品の40%~45%を時給16ドル以上の地域で生産) ・「数量規制」対米輸出自動車260万台 超えれば最大25%の追加関税 ・「為替条項」を盛り込む。輸出を促進するために競争的な通貨切り下げを防ぐ ・「非市場経済国」条項が盛り込まれる。中国を想定。
RCEP	<p>○日本、中国、韓国、インド、豪州、NZ、ASEAN諸国(16カ国)によるFTA</p> <p>○2018年内の大筋合意を目指す。大幅な関税の撤廃・引き下げに慎重なインドにより年内大筋合意断念。2019年の最終妥結を目指す。</p> <p>○実現すれば、人口世界の半分、世界のGDPの約3割、貿易額の約3割を占める</p>

鳥取県の高規格幹線道路の状況

H30.6.5現在

山陰道

鳥取県内延長 88.0km

米子道路 13.6km
 名和・淀江 12.1km
 中山・名和 4.3km
 中山・東伯・中山 12.0km
 北条道路 13.5km
 青谷・羽合道路 13.2km
 鳥取西道路 19.3km

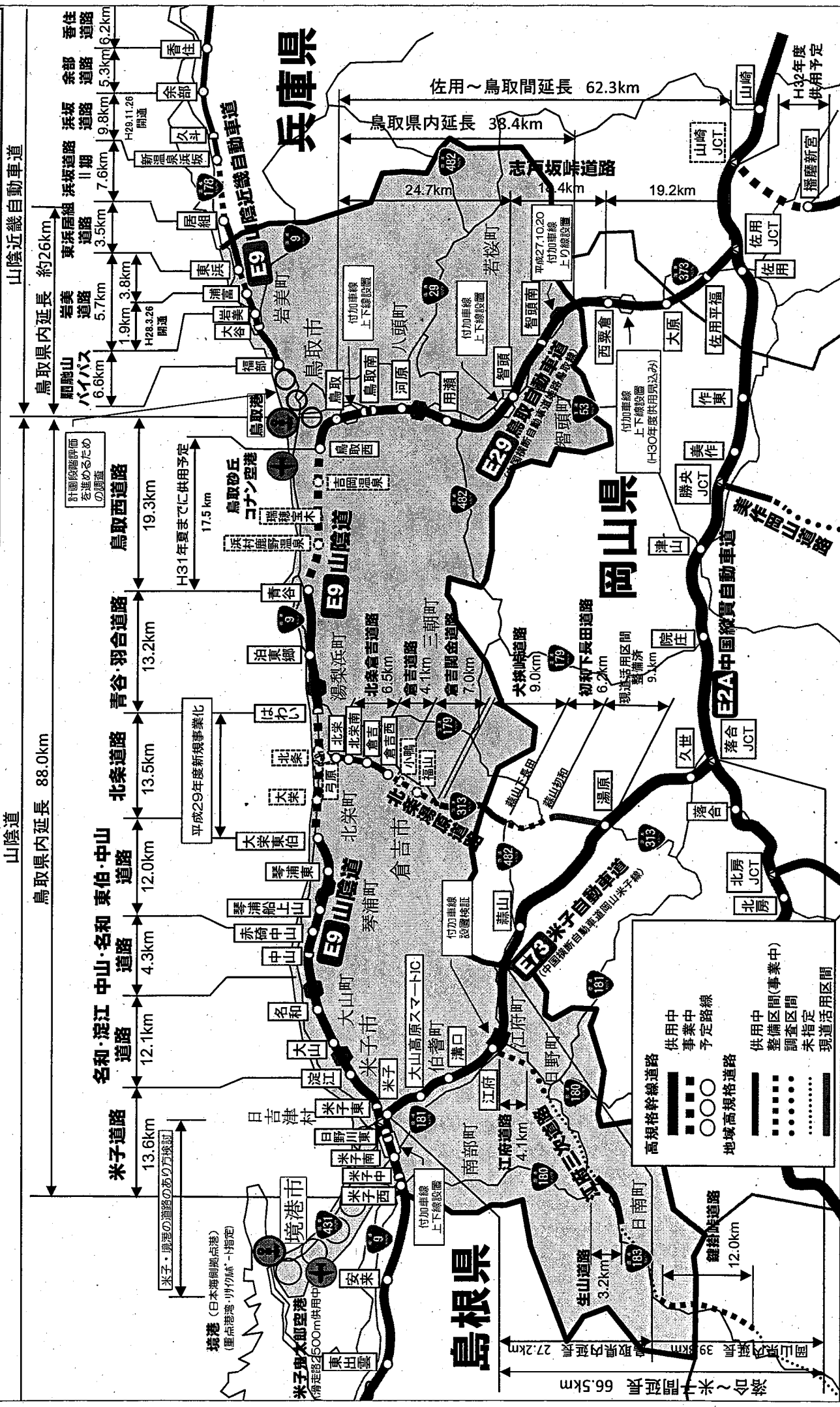
平成29年度新規事業化
 はわい
 北条
 大東
 大東東伯
 琴浦東
 琴浦船上山
 赤崎中山
 中山
 名和
 大山
 大山町
 米子市
 米子
 米子西
 米子中
 米子南
 米子東
 東出雲

米子・鳥居の道路のあり方検討

塔橋 (日本海制地(点港)
 (重点港湾・中防線-指定)

米子・鳥居の道路のあり方検討

路線名	整備状況		全国(H29末)		付加車線設置延長	
	計画延長	供用延長	計画延長	供用延長	付加車線設置延長	整備率
山陰道	88.0	57.0	74.5	84.7%	6.6	7.5%
鳥取自動車道	38.4	38.4	38.4	100.0%	1.1	2.9%
米子自動車道	48.2	27.2	27.2	56.4%	8.2	17.0%
合計	174.6	122.6	140.1	80.2%	15.9	9.1%



高規格幹線道路

- 供用中
- 事業中
- 予定路線

地域高規格道路

- 供用中
- 整備区間(事業中)
- 調査区間
- 未指定
- 現道活用区間

山陰近畿自動車道

鳥取県内延長 約26km

鳥取西道路 6.6km
 岩美道路 5.7km
 岩美道路 II期 7.6km
 東浜道路 3.5km
 東浜道路 II期 3.8km
 東浜道路 III期 1.9km

平成29年度新規事業化
 はわい
 北条
 大東
 大東東伯
 琴浦東
 琴浦船上山
 赤崎中山
 中山
 名和
 大山
 大山町
 米子市
 米子
 米子西
 米子中
 米子南
 米子東
 東出雲

米子・鳥居の道路のあり方検討

塔橋 (日本海制地(点港)
 (重点港湾・中防線-指定)

米子・鳥居の道路のあり方検討

米子・鳥居の道路のあり方検討

米子・鳥居の道路のあり方検討

米子・鳥居の道路のあり方検討

米子・鳥居の道路のあり方検討

米子・鳥居の道路のあり方検討

米子・鳥居の道路のあり方検討

米子・鳥居の道路のあり方検討

米子・鳥居の道路のあり方検討

米子・鳥居の道路のあり方検討

米子・鳥居の道路のあり方検討

米子・鳥居の道路のあり方検討

米子・鳥居の道路のあり方検討

米子・鳥居の道路のあり方検討

米子・鳥居の道路のあり方検討

米子・鳥居の道路のあり方検討

米子・鳥居の道路のあり方検討

米子・鳥居の道路のあり方検討

米子・鳥居の道路のあり方検討

米子・鳥居の道路のあり方検討

米子・鳥居の道路のあり方検討

米子・鳥居の道路のあり方検討

米子・鳥居の道路のあり方検討

米子・鳥居の道路のあり方検討

米子・鳥居の道路のあり方検討

米子・鳥居の道路のあり方検討

米子・鳥居の道路のあり方検討

米子・鳥居の道路のあり方検討

米子・鳥居の道路のあり方検討

米子・鳥居の道路のあり方検討

米子・鳥居の道路のあり方検討

米子・鳥居の道路のあり方検討

米子・鳥居の道路のあり方検討

米子・鳥居の道路のあり方検討

米子・鳥居の道路のあり方検討

第30回全国「みどりの愛護」のつどい概要

緑豊かな自然課

1 開催趣旨

わが国は、四季折々の緑豊かな自然に恵まれた国であり、人々は、古くから自然を愛し崇敬し、長い歴史のなかで数々の優れた文化を育んできた。この貴重な緑を守り育て親しむとともに、その恩恵に感謝し、豊かな心を育むことを願って、平成2年から全国「みどりの愛護」のつどいが開催されている。

平成31年度においても、全国の公園緑地の愛護団体、河川等の愛護や道路の愛護活動を通じ、緑の保護育成を行っている団体、地域の緑化・緑の保全団体等の緑の関係者が一堂に集い、「みどりの日」の制定の趣旨を踏まえて、広く都市緑化意識の高揚を図り、緑豊かな潤いのある住みよい環境づくりを推進するため、第30回全国「みどりの愛護」のつどいを開催するものである。

2 主 催

第30回全国「みどりの愛護」のつどい実行委員会
(国土交通省、鳥取県、鳥取市)

3 後 援

全国知事会、全国市長会、全国町村会 (予定)

4 開 催 日

平成31年度の「みどりの月間(4月15日から5月14日まで)」を中心とした1日

※近年の実績では、5月下旬から6月上旬までの間に開催

5 会 場

コカ・コーラ ボトラーズジャパンスポーツパーク
(鳥取県立布勢総合運動公園)


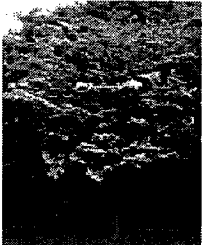
- ・ 式典会場…県民体育館メインアリーナ
- ・ 記念植樹会場…旧跳躍場

6 行 事 内 容

(1) 式 典 「みどりの愛護」功労者表彰

(2) 記念植樹 等

【植樹樹木】

<p>マメナシ (バラ科 ナシ属)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 落葉高木 ・ 梨の台木として県内で生産され、鳥取県の梨生産の基礎を担っている樹種。 ・ 倉吉パークスクエアや東郷湖羽合臨海公園等に植えられた樹木の開花と紅葉はとても美しく、見応えがある。 	
<p>ヤマボウシ (ミズキ科 ミズキ属)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 落葉高木 ・ 鳥取の山野に広く自生するとともに、花と紅葉が美しく、親しみ深い。 ・ つどい開催時期頃が花期となることから、式典に彩りを添えるとともに、平成25年の「全国植樹祭」において皇后陛下がお手植えされた。 	

7 参 加 者

約1,500名(予定)

全国みどりの愛護団体関係者、緑化関係団体、関係機関職員、その他

平成31年度の主な動き

●県内の主な動き ○県外・国外の主な動き

※1/1現在の情報です。年は便宜上、「平成」ベースで記載しています。

【鳥取県中部地震関係】

- 商業・コミュニティ複合施設「打吹回廊」のオープン（旧ナショナル会館跡地） (31年予定)
- 倉吉市役所第2庁舎の改修完了（旧ホテイ堂） (31年夏頃)

【観光関係】

- 1300年祭後継事業 (31年春～秋)
- 皆生・大山SEA TO SUMMIT (31年5月)
- 白砂清松の弓ヶ浜サイクリングコース（弓ヶ浜ルートI区）供用開始 (31年6月)
- 全日本トライアスロン皆生大会 (31年7月)
- 人類月面着陸50周年 (31年7月20日)
- モク・オ・ゲアヴェ・インターナショナル・フラ・フェスティバル日本大会
in鳥取（倉吉市等で開催） (31年8月30日～9月1日予定)
- 米子空港ビルリニューアルオープン (31年秋頃予定)
- 大山寺 結願法要 (31年10月)
- 蟹取県ウエルカニキャンペーン (31年9月～32年2月)
- 若桜鉄道の行き違い施設の完成 (31年度中予定)
- 白砂清松の弓ヶ浜サイクリングコース全線供用開始 (32年3月)
- JR西日本の新たな長距離列車運行開始 (32年春予定)

【スポーツ、オリパラ関係】

- 第5回ボルダリングユース日本選手権大会 (31年5月18日～19日（予定）)
- グラウンド・ゴルフ国際大会YURIHAMA2019 (31年5月24日～25日)
- 2019レーザー級世界選手権大会 (31年6月26日～7月25日)
- 第53回全国ろうあ者体育大会 (31年9月19日～22日)
- ラグビーワールドカップ 日本大会 (31年9月20日～11月2日)

【福祉・医療関係】

- 旧優生保護法被害者救済法（仮）の国会法案提出 (31年中)
- 障がい者に係る自動車二税の減免制度の緩和（生計同一運転者分の用途、回数要件を緩和） (31年4月予定)
- 第6回全国高校生手話パフォーマンス甲子園（倉吉市） (31年秋頃)
- 鳥取県障がい者舞台芸術祭「あいサポート・アートとっとり祭り」（鳥取市） (31年秋頃)
- 幼児教育・保育無償化実施 (31年10月)
- 第13回全日本challengedアクアスロン皆生大会（米子市） (31年10月)
- 平成31年度中国・四国地区婦人保護事業研究協議会
及び中国・四国地区婦人相談所長連絡会（鳥取市） (31年10月頃)
- 女性に対する暴力防止キャンペーン（全県・西部は米子市） (31年11月頃)
- 子どもの虐待防止推進全国フォーラム in とっとり（仮称） (31年11月16、17日)
- 鳥取県障がい者芸術・文化作品展「あいサポート・アートとっとり展」
（本展：米子市、巡回展：鳥取市・倉吉市） (31年12月頃)

【経済関係】

- 高度プロフェッショナル制度創設（働き方改革関連法） (31年4月)
- 年次有給休暇の年5日取得義務付け（働き方改革関連法） (31年4月)
- 出入国管理及び難民認定法改正（新たな在留資格の創設） (31年4月予定)
- 時間外勤務の上限規制施行（働き方改革関連法） (31年4月（大企業）、
32年4月（中小企業）)
- DBS就航10周年 (31年7月)
- 消費税率の引き上げ（8→10%）及び軽減税率導入 (31年10月予定)
- 消費税増税に伴う需要平準化対策（税制関連）（住宅ローン減税の拡充、車体課税の軽減） (31年10月予定)
- 特別法人事業税・譲与税の創設 (31年10月予定)
- 車体課税の見直し（自動車税の恒久減税） (31年10月予定)

【農林水産関係】

- 境港高度衛生管理型市場の一部供用開始 (31年6月予定)
- 伐木チャンピオンシップ西日本大会 (31年度予定)
- 林道若桜・江府線（三朝区間）（三朝町笏賀～曹源寺） 全線開通 (31年度予定)

【県土整備関係】

- 道の駅「西いなば 気楽里」開業（鳥取市気高町） (31年春予定)
- 山陰道 鳥取西道路（鳥取西IC～青谷IC間） 供用開始 (31年夏まで見込み)
- 弓ヶ浜サイクリングロード（境港市竹内団地～高松町） 供用開始 (31年3月頃)
- " "（境港市高松町～米子市和田町） 供用開始 (31年6月頃)
- " "（米子市和田町～夜見町） 供用開始 (32年3月頃)

【暮らし・環境・まちづくり関係】

- 第30回 全国「みどりの愛護」のつどい (31年5月又は6月)
- 家庭用太陽光発電の余剰電力買取期間満了スタート（2019年問題） (31年11月以降)
- 森林環境譲与税（仮称）の配分開始 (31年度予定)
- 民間事業者による米子高島屋東館のリニューアルオープン (31年中見込み)

【国際関係】

- 日口知事会議 (31年5月12日～15日)
- G20サミット首脳会議（於：大阪）（習近平国家主席、トランプ大統領来日） (31年6月28日、29日)
- 第7回日韓知事会議 (31年9月3日～5日)
- ラグビーワールドカップ2019日本大会 (31年9月～11月)
- 江原道友好交流25周年記念シンポジウム（平成31年度予算編成で検討） (31年秋頃)
- 環日本海拠点都市会議（於：米子市） (31年10月下旬見込み（未定）)
- 第9回北東アジア産業技術フォーラム (31年11月予定)

【その他】

- 統一地方選挙（知事選挙、県議会議員選挙） (31年4月)
- アンテナショップ「とっとり・おかやま新橋館」リニューアルオープン (31年4月下旬)
- 天皇陛下退位 (31年4月30日)
- 皇太子殿下の天皇即位、改元 (31年5月1日)
- 参議院議員通常選挙（公職選挙法改正を受けた最初の選挙） (31年7月)

平成31年度当初予算編成日程

12月28日

第2回政策戦略会議（要求キックオフ）

1月20日前後

知事査定・ファイナルレビュー

1月末

政調政審

2月5日

議会運営委員会（当初予算案公表）

2月12日

2月議会開会・全員協議会